

枚方市教育委員会
協議会 資料

案件

- 1 平成29年度中学生チャレンジテストの実施について
- 2 枚方市障害のある児童介助補助金交付要綱の廃止について

○開催日 平成29年3月13日
○開催場所 輝きプラザきらら3階
教育委員会室

平成29年度中学生チャレンジテストの実施について

学校教育部 教育指導課

1. 趣旨

平成 29 年度中学生チャレンジテスト実施要領に基づき、本調査に参加することについて報告するものです。

平成 29 年度中学生チャレンジテストに枚方市立中学校が参加することによって、府全体の状況との関係において、本市生徒の学力や学習状況を把握・分析し、本市生徒の課題改善に向けた教育の成果と課題を検証することで、今後の教育政策や教育指導に反映させ、本市生徒の学力向上を図ります。

また、大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料として、大阪府教育委員会より提供された「評定の範囲」、「府全体の評定平均」を活用し、学校の評価活動の改善と充実を図ります。

なお、結果については、実施要領に基づき、平成 29 年度も各学校の授業改善、家庭学習の定着等、学力向上に活かしていくことを目的に今年度と同様に保護者や市民によりわかりやすく伝えるという観点で公表を行います。

2. 内容

別紙「平成 29 年度中学生チャレンジテスト実施要領」のとおり

1 調査目的

- (1) 大阪府教育委員会が、府内における生徒の学力を把握・分析することにより、大阪の生徒の課題の改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図る。
加えて、調査結果を活用し、大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料を作成し、市町村教育委員会及び学校に提供する。
- (2) 市町村教育委員会や学校が、府内全体の状況との関係において、生徒の課題改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組みを通じて、学力向上のためのPDCAサイクルを確立する。
- (3) 学校が、生徒の学力を把握し、生徒への教育指導の改善を図る。
- (4) 生徒一人ひとりが、自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標を持ち、また、その向上への意欲を高める。

2 調査対象

- (1) 原則として、府内の市町村立中学校、義務教育学校後期課程及び特別支援学校中学部並びに府立中学校及び支援学校中学部（以下「学校」と言う。）の第1学年、第2学年及び第3学年を対象とする。
- (2) 特別支援学校、府立支援学校中学部及び中学校の支援学級に在籍している生徒のうち、調査の対象となる教科について、以下に該当する生徒は、調査の対象としないことを原則とする。
 - ① 下学年の内容などに代替して指導を受けている生徒
 - ② 知的障がい者である生徒に対する教育を行う特別支援学校及び府立支援学校の教科の内容の指導を受けている生徒

3 調査実施日

第1学年、第2学年	平成30年1月11日（木）
第3学年	平成29年6月21日（水）

4 調査内容

- (1) 調査の対象教科は、第1学年で、国語、数学及び英語、第2学年及び第3学年で、国語、社会、数学、理科及び英語とする。また、生徒に対するアンケートを実施する。

- (2) 出題範囲は、別紙のとおりとする。
- (3) 出題形式は、選択式及び短答式に加え、記述式の問題とする。

5 調査実施場所及び調査時間

- (1) 調査実施場所は、各学校とする。
- (2) 調査時間は、1教科あたり45分とする。

6 調査の実施体制

調査の実施体制は、以下のとおりとする。

- (1) 調査は、大阪府教育委員会が市町村教育委員会の協力を得て実施する。なお、調査の一部（問題冊子等の作成・配送・回収、調査結果の採点・集計、教育委員会・学校への提供作業等）は、大阪府教育委員会が民間機関に委託して実施する。
- (2) 市町村教育委員会は、調査にあたり、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等を行う。
- (3) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会の指示・指導・助言等に基づき調査実施にあたる。
- (4) 調査実施に関するスケジュールについては、別途示す。

7 調査結果の取扱い

- (1) 調査結果の示し方
 - ① 各学年の教科ごとの得点分布及び平均点
 - ② 各学年の教科の問題ごとの正答率及び無解答率
 - ③ その他、調査の目的の達成に資する調査結果等
- (2) 調査結果の提供
 - ① 大阪府教育委員会は、調査の目的の達成に資するため、原則として以下の調査結果を提供する。
 - ア 市町村教育委員会に対しては、その設置管理する学校全体の調査結果、その設置管理する学校ごとの調査結果及び府全体の調査結果
 - イ 学校に対しては、当該学校全体の調査結果、各生徒の調査結果及び府全体の調査結果
 - ウ 生徒に対しては、当該生徒にかかる調査結果及び府全体の調査結果
 - ② 学校は、調査に参加した生徒に対して、当該生徒にかかる調査結果及び府全体の調査結果を配付すること。
- (3) 調査結果の活用

大阪府教育委員会、市町村教育委員会及び学校においては、調査の目的を達成するため、調査結果を活用した多面的な分析を行い、以下のような取組みに努めることとする。

- ① 大阪府教育委員会は、調査結果を踏まえ、市町村教育委員会及び学校における取組みに対して必要な支援等を行うなど、府内全体の教育施策及び教育の改善に向けて取り組むこととする。
- ② 市町村教育委員会においては、調査結果を踏まえ、設置管理する学校における取組みに対して必要な支援等を行うなど、域内の教育施策及び教育の改善に向けて取り組むこととする。
- ③ 各学校においては、調査結果を踏まえ、生徒の学力の向上をめざし、自らの教育の改善に向けて取り組むこととする。
- ④ 上記の取組みを進めるにあたっては、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切な連携を図ることとする。

(4) 教育委員会及び学校による調査結果の公表

調査結果の公表については、教育委員会や学校が、教育施策及び教育について、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要であることを踏まえ、以下のとおりとする。

- ① 大阪府教育委員会は、大阪府全体の状況及び市町村ごとの状況にかかる調査結果を公表する。
- ② 市町村教育委員会は、域内の状況にかかる調査結果の公表に努めること。
また、自らが設置管理する学校の調査結果については、それぞれの判断において公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- ③ 学校は、保護者等に自校の結果について、教育上の効果や影響等を考慮した上で、公表することは可能であること。

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど、生徒等への影響を十分配慮し、各学校の教育活動に支障を及ぼすことのないよう、また、調査の適切な遂行に支障を及ぼすことのないよう十分配慮すること。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続き等は以下のとおりとする。

- ① 公表にあたっては、教育上の効果や影響等を考慮した上で、適切な内容と方法で行うこと。
- ② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均点などの数値のみの

公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。

③ 調査結果の公表を行う市町村教育委員会又は学校においては、調査の目的に加え、調査結果は学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。

④ 市町村教育委員会が個々の学校名を明らかにした調査結果について公表を行う場合、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談すること。

なお、平均点などの数値について一覧での公表や数値により順位を付した公表などは行わないこと。

⑤ 大阪府教育委員会は、学校ごと（設置管理する中学校が1校しかない町村にあつては、町ごと又は村ごと）の調査結果については、大阪府情報公開条例第8条第1項第4号の規定を根拠として、同条例における非公開情報として取り扱うこととする。なお、学校名を明らかにしない公開であっても同様とする。

また、市町村教育委員会は、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく規定を根拠とし、本実施要領の趣旨を十分踏まえ、適切に対応すること。

8 留意事項

(1) 市町村教育委員会及び学校における実施・活用体制等

調査を実施するとともに、調査結果を活用するにあたり、以下の体制を整備することとする。

① 市町村教育委員会においては、調査責任者及び調査担当者を指名するとともに、設置管理する学校からの相談に対応するなど、適切な実施体制を整備すること。

② 学校においては、調査責任者及び調査担当者を指名し、適切な実施体制を整備すること。

③ 市町村教育委員会及び学校においては、調査の実施にあたって、その目的や内容、調査結果の取扱い等を生徒、保護者等に周知すること。

④ 市町村教育委員会及び学校においては、調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。

⑤ 市町村教育委員会及び学校においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に活用するとともに、管理を徹底すること。

⑥ 市町村教育委員会及び学校においては、調査結果の分析やこれを活用して教育施策及び教育の改善を進めるための体制を整備すること。

(2) 個人情報の保護

① 大阪府教育委員会及び大阪府教育委員会が委託した民間機関は、生徒の個人名等を取

得しない調査方法を用いる。

- ② 市町村教育委員会及び学校は、調査に関して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関連法令又は地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。

(3) 調査日程の変更等

調査は、市町村教育委員会及び学校の協力を得て実施するものであるが、学校保健安全法第20条や学校教育法施行規則第63条に示される臨時休業が生じた場合など、調査を実施できないやむを得ない事情がある場合は、市町村教育委員会及び学校の判断により、調査実施日以降に別途調査することができる。この場合、全体の集計からは除外することとするが、市町村教育委員会及び学校の求めに応じて、採点及び調査結果の提供を行うこととする。

(4) 教育課程上の位置付け

教育課程上の位置付けについては、市町村教育委員会及び学校の判断により、当該教科の授業時数の単位時間の一部として取り扱うことができる。

(5) 障がいのある生徒への対応

障がいのある生徒については、学校の判断により、当該生徒の障がいの種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字・拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、別室の設定などの配慮を行うこと。

(6) 日本語指導が必要な生徒に対する配慮

日本語指導が必要な生徒については、原則として、他の生徒と同様の授業を受けている生徒は、調査の対象とする。ただし、例えば、国語、社会、数学、理科及び英語の時間に、別室等で他の生徒とは異なる学習指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことができる。なお、調査を行うにあたっては、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題用紙の使用などの配慮を行うこと。

(7) 調査実施マニュアルの作成・配付

調査の具体的な実施方法等については、別途示す。

9 評定の公平性の担保に資する資料について

(1) 「評定の範囲」及び「府全体の評定平均」の作成

大阪府教育委員会は、調査結果を活用して、学校の評価活動の改善と充実を図るとともに、大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料として、「評定の範囲」及び「府全体の評定平均」を作成する。

(2) 「評定の範囲」及び「府全体の評定平均」の作成方法

- ① 作成にあたっては、調査対象校から一定数の学校（以下「抽出校」と言う。）を抽出する。

- ② 抽出校は、個々の生徒の当該年度の1学期及び2学期（2学期制の抽出校にあつてはそれに準じる期間）を通じた学習の実現状況に基づいて推定される成績（以下「仮評定」と言う。）を大阪府教育委員会へ提供すること。なお、各抽出校が提供する仮評定は以下のとおりとし、具体的な提供方法等については、別途示す。
- ア 第1学年 国語、数学及び英語
 - イ 第2学年 国語、社会、数学、理科及び英語
- ③ 大阪府教育委員会は、提供された仮評定と第1学年及び第2学年の調査の結果を分析し、「評定の範囲」及び「府全体の評定平均」を作成する。
- (3) 「評定の範囲」及び「府全体の評定平均」の取扱い
- ① 大阪府教育委員会は、「評定の範囲」及び「府全体の評定平均」を市町村教育委員会へ提供する。
 - ② 市町村教育委員会は、域内の学校に「評定の範囲」及び「府全体の評定平均」を示すとともに、それらを活用し学校の評価活動の改善と充実を図ること。
 - ③ 学校は、「評定の範囲」、「府全体の評定平均」及び第3学年の調査結果により各校が求めた「評定平均の範囲」を活用し、自校の評価活動の改善と充実を図ること。
- (4) 大阪府公立高等学校入学者選抜における「評定の範囲」及び「府全体の評定平均」の活用調査書に評定を記載する際に「評定の範囲」及び「府全体の評定平均」を活用する方法については、第3学年は平成30年度、第2学年は平成31年度、第1学年は平成32年度の大阪府公立高等学校入学者選抜実施要項にそれぞれ示す。

◆中学校第1学年

【国語】(領域等別出題範囲)

以下は、学習指導要領記載の内容項目

A 話すこと・聞くこと	B 書くこと	C 読むこと	基礎的言語文化の理解に関する事項
(1) 話すこと・聞くこと的能力を育成するため、次の事項について指導する。 アイウエオ (2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイ	(1) 書くこと的能力を育成するため、次の事項について指導する。 アイウエオ (2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイウ	(1) 読むこと的能力を育成するため、次の事項について指導する。 アイウエオカ (2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイウ	(1) 「A 話すこと・聞くこと」、 「B 書くこと」及び「C 読むこと」の指導を通して、次の事項について指導する。 ア (7) (イ) イ (7) (イ) (ウ) (エ) (オ) ウ (7) (イ) (2) 書写に関する次の事項について指導する。 アイ

《取り扱う題材》

- 文学的な文章，説明的な文章
- 児童・生徒の作文，発表原稿などの成果物，様々な非連続テキスト，書写（楷書）
- 古典，その他複数の題材を関連付けたもの

【数学】(領域別出題範囲)

以下は、学習指導要領解説及び国立教育政策研究所「評価規準の作成，評価方法等の工夫改善のための参考資料」記載の内容項目

A 数と式	B 図形	C 関数	D 資料の活用
(1) アイウエ 【正の数と負の数】 ・必要性和意味 ・四則計算とその意味 ・表現，処理 (2) アイウエ 【文字を用いた式】 ・必要性和意味 ・式の計算 ・表現，読み取り (3) アイウ 【一元一次方程式】 ・必要性和意味 ・解の意味 ・等式の性質 ・方程式を解く ・方程式の活用	(1) アイ 【平面図形】 ・基本的な作図とその活用 ・平行移動，対称移動及び回転移動	(1) アイウエオ 【比例と反比例】 ・関数関係の意味 ・比例，反比例の関係 ・座標の意味 ・比例，反比例の特徴 ・事象を捉え説明する	-

※ 「B 図形」(2) **アイウ**【空間図形と計量】，及び「D 資料の活用」(1) **アイ** は出題範囲から除く。

※ 「B 図形」の範囲から，「扇形」は除く。

【英語】（領域別出題範囲）

以下は、学習指導要領記載の内容項目

(1)ア 聞くこと	(1)イ 話すこと	(1)ウ 読むこと	(1)エ 書くこと
(ア) (イ) (ウ) (エ) (オ)	—	(ア) (イ) (ウ) (エ) (オ)	(ア) (イ) (ウ) (エ) (オ)

《取り扱う言語材料について》

- 単文、重文
- 肯定及び否定の平叙文（現在形）
- 肯定及び否定の命令文
- 疑問文のうち、動詞（現在形）で始まるもの、助動詞（do, does）で始まるもの及び疑問詞（how, what, where, who, whose）で始まるもの
- 名詞の単数形及び複数形
- 文構造
 - [主語＋動詞]
 - [主語＋動詞＋補語]のうち、主語＋be 動詞＋

}	名詞
	代名詞
	形容詞
 - [主語＋動詞＋目的語]のうち、主語＋動詞＋

}	名詞
	代名詞
- 代名詞
 - 人称、指示、疑問を表すもの
- 動詞の時制など
 - 現在形
- 音声に関するもの

◆中学校第2学年

【国語】（領域等別出題範囲）

以下は、学習指導要領記載の内容項目

A 話すこと・聞くこと	B 書くこと	C 読むこと	基礎的言語文化理解に関する事項
(1) 話すこと・聞くこと的能力を育成するため、次の事項について指導する。 アイウエオ (2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイ	(1) 書くこと的能力を育成するため、次の事項について指導する。 アイウエオ (2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイウ	(1) 読むこと的能力を育成するため、次の事項について指導する。 アイウエオ (2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイウ	(1) 「A 話すこと・聞くこと」、 「B 書くこと」及び「C 読むこと」の指導を通して、次の事項について指導する。 ア (ア) (イ) イ (イ) (イ) (ウ) (エ) (オ) ウ (ウ) (イ) (2) 書写に関する次の事項について指導する。 アイ

《取り扱う題材》

- 文学的な文章，説明的な文章
- 児童・生徒の作文，発表原稿などの成果物，様々な非連続テキスト，書写（行書）
- 古典，その他複数の題材を関連付けたもの

【社会】（分野別出題範囲）

※各学校は、自校の学習進度等に応じて、下記の2種類（「A問題」「B問題」）から選択する。

◇A問題

以下は、学習指導要領記載の内容項目

地理的分野	歴史的分野
(2) 日本の様々な地域 イ 世界と比べた日本の地域的特色 (イ) (ウ) (エ) (オ) (カ) (キ) (ク) (ケ) (コ) (自然環境を除く) ウ 日本の諸地域（九州，中国・四国，近畿，中部，関東，東北，北海道）	(4) 近世の日本 アイウエ

◇B問題

以下は、学習指導要領記載の内容項目

地理的分野	歴史的分野
(2) 日本の様々な地域 ア 日本の地域構成 イ 世界と比べた日本の地域的特色 (ア) (イ) (ウ) (エ) ウ 日本の諸地域（九州，中国・四国，近畿，中部）	(4) 近世の日本 ウエ (5) 近代の日本と世界 アイ

【数学】（領域等別出題範囲）

以下は、学習指導要領解説及び国立教育政策研究所「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料」記載の内容項目

A 数と式	B 図形	C 関数	D 資料の活用
(1) アイウ 【文字を用いた式】 ・ 整式の加法, 減法 ・ 単項式の乗法, 除法 ・ 表現, 説明 ・ 式の変形	(1) アイ 【平行線の性質】 ・ 平行線や角の性質 ・ 多角形の角の性質	(1) アイウエ 【一次関数】 ・ 一次関数の関係 ・ 一次関数の特徴 ・ 二元一次方程式 ・ 事象を捉え説明する	-
(2) アイウ 【連立二元一次方程式】 ・ 必要性和意味 ・ 解の意味 ・ 方程式を解く ・ 方程式の活用	(2) アイ 【合同条件と証明】 ・ 合同の意味 ・ 三角形の合同条件 ・ 証明の必要性和意味 ・ 証明の方法		

※ 「B 図形」(2)ウ（三角形と平行四辺形）、及び「D 資料の活用」(1)アイ は出題範囲から除く。

【理科】（分野別出題範囲）

※各学校は、自校の学習進度等に応じて、下記の2種類（「A問題」「B問題」）から選択する。

◇ A問題

以下は、学習指導要領記載の内容項目

第1分野		第2分野	
物理的領域	化学的領域	生物的領域	地学的領域
(3) 電流とその利用 ア 電流 (7) 回路と電流・電圧 (4) 電流・電圧と抵抗	(4) 化学変化と原子・分子 ア 物質の成り立ち イ 化学変化 ウ 化学変化と物質の質量	(3) 動物の生活と生物の変遷 ア 生物と細胞 イ 動物の体のつくりと働き ウ 動物の仲間 エ 生物の変遷と進化	-

◇ B問題

以下は、学習指導要領記載の内容項目

第1分野		第2分野	
物理的領域	化学的領域	生物的領域	地学的領域
-	(4) 化学変化と原子・分子 ア 物質の成り立ち イ 化学変化 ウ 化学変化と物質の質量	(3) 動物の生活と生物の変遷 ア 生物と細胞 イ 動物の体のつくりと働き ウ 動物の仲間 エ 生物の変遷と進化	(4) 気象とその変化 ア 気象観測 イ 天気の変化 (7) 霧や雲の発生 (4) 前線の通過と気候の変化の一部分(高気圧, 低気圧のまわりの風の吹き方)

【英語】（領域別出題範囲）

以下は、学習指導要領記載の内容項目

(1)ア 聞くこと	(1)イ 話すこと	(1)ウ 読むこと	(1)エ 書くこと
(ア) (イ) (ウ) (エ) (オ)	—	(ア) (イ) (ウ) (エ) (オ)	(ア) (イ) (ウ) (エ) (オ)

《取り扱う言語材料について》

○単文、重文及び複文

○肯定及び否定の平叙文

○肯定及び否定の命令文

○疑問文のうち、動詞で始まるもの、助動詞（can, do, may など）で始まるもの、or を含むもの及び疑問詞（how, what, when, where, which, who, whose, why）で始まるもの

○文構造

➤ [主語＋動詞]

➤ [主語＋動詞＋補語] のうち、主語＋be 動詞＋

$\left. \begin{array}{l} \text{名詞} \\ \text{代名詞} \\ \text{形容詞} \end{array} \right\}$, 主語＋be 動詞以外の動詞＋
 $\left. \begin{array}{l} \text{名詞} \\ \text{形容詞} \end{array} \right\}$

➤ [主語＋動詞＋目的語] のうち、主語＋動詞＋

$\left. \begin{array}{l} \text{名詞} \\ \text{代名詞} \\ \text{動名詞} \\ \text{to 不定詞} \\ \text{that で始まる節} \end{array} \right\}$

➤ [主語＋動詞＋間接目的語＋直接目的語] のうち、主語＋動詞＋間接目的語＋

$\left. \begin{array}{l} \text{名詞} \\ \text{代名詞} \end{array} \right\}$

➤ There + be 動詞＋～

○代名詞

➤ 人称、指示、疑問、数量を表すもの

○動詞の時制など

➤ 現在形、過去形、現在進行形、過去進行形及び助動詞などを用いた未来表現

○to 不定詞

○動名詞

○have to, don't have to

○音声に関するもの

◆中学校第3学年

【国語】（領域等別出題範囲）

以下は、第1、第2学年の学習指導要領の内容項目

A 話すこと・聞くこと	B 書くこと	C 読むこと	基礎的・基本的な語彙・表現の理解
(1) 話すこと・聞くこと的能力を育成するため、次の事項について指導する。 アイウエオ (2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイ	(1) 書くこと的能力を育成するため、次の事項について指導する。 アイウエオ (2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイウ	(1) 読むこと的能力を育成するため、次の事項について指導する。 アイウエオカ (2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイウ	(1) 「A 話すこと・聞くこと」、「B 書くこと」及び「C 読むこと」の指導を通して、次の事項について指導する。 ア(ア)イ イ(イ)イ(イ)イ(イ) ウ(ウ)イ (2) 書写に関する次の事項について指導する。 アイ

《取り扱い題材》

- 文学的な文章，説明的な文章
- 児童・生徒の作文，発表原稿などの成果物，様々な非連続テキスト，書写（楷書と行書）
- 古典，その他複数の題材を関連付けたもの

【社会】（分野別出題範囲）

以下は、学習指導要領記載の内容項目

地理的分野	歴史的分野
(1) 世界の様々な地域 ア 世界の地域構成 イ 世界各地の人々の生活と環境 ウ 世界の諸地域 (ア)イ(イ)イ(イ)イ(イ) エ 世界の様々な地域の調査 (2) 日本の様々な地域 ア 日本の地域構成 イ 世界と比べた日本の地域的特色 (ア)イ(イ)イ(イ) ウ 日本の諸地域 (ア)イ(イ)イ(イ)イ(イ)イ エ 身近な地域の調査	(1) 歴史のとらえ方 (2) 古代までの日本 アイウ (3) 中世の日本 アイ (4) 近世の日本 アイウエ (5) 近代の日本と世界 アイウエオ

【数学】（領域等別出題範囲）

以下は、学習指導要領解説及び国立教育政策研究所「評価規準の作成，評価方法等の工夫改善のための参考資料」記載の内容項目

A 数と式	B 図形	C 関数	D 資料の活用
<p>中学校第1学年</p> <p>(1) アイウエ</p> <p>【正の数と負の数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要性と意味 ・四則計算とその意味 ・表現，処理 <p>(2) アイウエ</p> <p>【文字を用いた式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要性と意味 ・式の計算 ・表現，読み取り <p>(3) アイウ</p> <p>【一元一次方程式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要性と意味 ・解の意味 ・等式の性質 ・方程式を解く ・方程式の活用 <p>中学校第2学年</p> <p>(1) アイウ</p> <p>【文字を用いた式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整式の加法，減法 ・単項式の乗法，除法 ・表現，説明 ・式の変形 <p>(2) アイウ</p> <p>【連立二元一次方程式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要性と意味 ・解の意味 ・方程式を解く ・方程式の活用 <p>中学校第3学年</p> <p>(2) アイウ</p> <p>【式の展開と因数分解】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単項式と多項式の乗除 ・式の展開と因数分解 ・文字式を用いて説明する 	<p>中学校第1学年</p> <p>(1) アイ</p> <p>【平面図形】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な作図とその活用 ・平行移動，対称移動及び回転移動 <p>(2) アイウ</p> <p>【空間図形】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直線や平面の位置関係 ・運動による構成 ・空間図形の平面上への表現と読み取り ・図形の計量 <p>中学校第2学年</p> <p>(1) アイ</p> <p>【平行線の性質】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平行線や角の性質 ・多角形の角の性質 <p>(2) アイウ</p> <p>【合同条件と証明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合同の意味 ・三角形の合同条件 ・証明の必要性と意味 ・証明の方法 ・三角形と平行四辺形の性質及び証明 	<p>中学校第1学年</p> <p>(1) アイウエオ</p> <p>【比例と反比例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関数関係の意味 ・比例，反比例の関係 ・座標の意味 ・比例，反比例の特徴 ・事象を捉え説明する <p>中学校第2学年</p> <p>(1) アイウエ</p> <p>【一次関数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次関数の関係 ・一次関数の特徴 ・二元一次方程式 ・事象を捉え説明する 	<p>中学校第1学年</p> <p>(1) アイ</p> <p>【資料の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒストグラムの必要性と意味 ・代表値の必要性と意味 ・傾向を捉え説明する <p>中学校第2学年</p> <p>(1) アイ</p> <p>【確率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要性と意味 ・確立を求める ・事象を捉え説明する

【理科】（分野別出題範囲）

以下は、学習指導要領記載の内容項目

第1分野		第2分野	
物理的領域	化学的領域	生物的領域	地学的領域
(1) 身近な物理現象 ア 光と音 イ 力と圧力 (3) 電流とその利用 ア 電流 イ 電流と磁界	(2) 身の回りの物質 ア 物質のすがた イ 水溶液 ウ 状態変化 (4) 化学変化と原子・分子 ア 物質の成り立ち イ 化学変化 ウ 化学変化と物質の質量	(1) 植物の生活と種類 ア 生物の観察 イ 植物の体のつくりと働き ウ 植物の仲間 (3) 動物の生活と生物の変遷 ア 生物と細胞 イ 動物の体のつくりと働き ウ 動物の仲間 エ 生物の変遷と進化	(2) 大地の成り立ちと変化 ア 火山と地震 イ 地層の重なりと過去の様子 (4) 気象とその変化 ア 気象観測 イ 天気の変化 ウ 日本の気象

【英語】（領域別出題範囲）

以下は、学習指導要領記載の内容項目

(1)ア 聞くこと	(1)イ 話すこと	(1)ウ 読むこと	(1)エ 書くこと
(7) (イ) (ウ) (エ) (オ)	—	(7) (イ) (ウ) (エ) (オ)	(7) (イ) (ウ) (エ) (オ)

《取り扱う言語材料について》

- 単文、重文及び複文
- 肯定及び否定の平叙文
- 肯定及び否定の命令文
- 疑問文のうち、動詞で始まるもの、助動詞 (can, do, may など) で始まるもの、or を含むもの及び疑問詞 (how, what, when, where, which, who, whose, why) で始まるもの
- 文構造
 - [主語＋動詞]
 - [主語＋動詞＋補語] のうち、主語＋be 動詞＋ $\left. \begin{array}{l} \text{名詞} \\ \text{代名詞} \\ \text{形容詞} \end{array} \right\}$, 主語＋be 動詞以外の動詞＋ $\left. \begin{array}{l} \text{名詞} \\ \text{形容詞} \end{array} \right\}$
 - [主語＋動詞＋目的語] のうち、主語＋動詞＋ $\left. \begin{array}{l} \text{名詞} \\ \text{代名詞} \\ \text{動名詞} \\ \text{to 不定詞} \\ \text{that で始まる節} \end{array} \right\}$
 - [主語＋動詞＋間接目的語＋直接目的語] のうち、主語＋動詞＋間接目的語＋ $\left. \begin{array}{l} \text{名詞} \\ \text{代名詞} \end{array} \right\}$
 - There + be 動詞＋～
- 代名詞
 - 人称、指示、疑問、数量を表すもの
- 動詞の時制など
 - 現在形、過去形、現在進行形、過去進行形及び助動詞などを用いた未来表現
- 形容詞及び副詞の比較変化
- to 不定詞
- 動名詞
- 受け身

平成29年度中学生チャレンジテスト 第1学年、第2学年 実施スケジュール

年	月	内 容
平成 29年	4月	
	5月	学校基本情報の確認
	6月	
	7月	周知用リーフレットの配送 抽出校の指定
	8月	
	9月	
	10月	実施マニュアル等の配送 学校基本情報の再確認
	11月	
	12月	
平成 30年	1月	問題等の配送（10日） 調査実施（11日） 解答用紙の回収・抽出校から仮評定の回収（12日） 後日実施の回収（22日）
	2月	調査結果の提供・「評定の範囲」の提示
	3月	

平成29年度中学生チャレンジテスト 第3学年 実施スケジュール

年	月	内 容
平成 29年	1月	
	2月	学校基本情報の確認
	3月	
	4月	周知用リーフレット、実施マニュアル等の配送 学校基本情報の再確認 「府全体の評定平均」の提示
	5月	
	6月	問題等の配送 (20日) 調査実施 (21日) 解答用紙の回収 (22日) 後日実施の回収 (30日)
	7月	
	8月	調査結果の提供
	9月	
	10月	
	11月	
	12月	

枚方市障害のある児童介助補助金交付要綱の 廃止について

社会教育部 放課後子ども課

1. 概要

枚方市障害のある児童介助補助金につきましては、枚方市内に住所を有する小学校1～6年生の障害のある児童の介助に要する費用の一部を補助する制度であります。当該補助金の利用状況及び障害のある第5第6学年児童の留守家庭児童会室運營業務委託の終了に合わせて、当該補助金について平成28年度をもって廃止することとなりました。

つきましては、当該補助金に係る枚方市障害のある児童介助補助金交付要綱の廃止について報告するものです。

2. 内容

放課後等デイサービス等の障害者施策が充実していく中で、平成26年度から平成28年11月現在までの利用実績がなく、又、平成23年度より開始しております障害のある第5第6学年児童の留守家庭児童会室運營業務委託が平成28年度をもって終了するに伴い、本補助金の目的についても達成したと考えるものです。それに伴い、当該補助金の交付要綱を廃止するものです。

3. 施行

平成29年 4月 1日

枚方市障害のある児童介助補助金交付要綱を廃止する要綱

平成 29 年 2 月 24 日制定
枚 方 市 要 綱 第 6 号

枚方市障害のある児童介助補助金交付要綱（平成27年枚方市要綱第27号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

枚方市障害のある児童介助補助金交付要綱

平成27年3月31日制定
枚方市要綱 第27号

(趣旨)

第1条 この要綱は、枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号）の規定に基づき、障害のある児童介助補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 補助金の交付の目的は、障害のある児童の生活の安全を確保し、及びその保護者の経済的負担の軽減を図り、もって障害のある児童の福祉の増進に寄与することとする。

(定義)

第3条 この要綱において、「障害のある児童」とは、枚方市立留守家庭児童会室条例（平成24年枚方市条例第2号。以下「条例」という。）第5条に規定する留守家庭児童会室（以下「児童会室」という。）の入室資格を有する者（第1学年から第4学年までにある者にあつては、次の各号のいずれかに該当する者に限る。）その他市長が特に認める者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (3) 大阪府療育手帳に関する規則（平成12年大阪府規則第42号）第7条第2項の規定により療育手帳の交付を受けた者

(補助金の交付の対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、障害のある児童の保護者であつて、本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民記録台帳に記録されているものとする。

(補助対象行為)

第5条 補助金の交付の対象となる行為は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する介助とする。

- (1) 次の表の左欄に掲げる障害のある児童の区分に応じて同表の右欄に定める対象時間帯に行われた生活の安全を確保するための介助、枚方市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和33年枚方市教育委員会規則第1号）第2条第1項第2号に規定する休業日に行われた第5学年又は第6学年にある障害のある児童の児童会室への送迎その他市長が特に認める介助であること。

区 分	対 象 時 間 帯
-----	-----------

児童会室の入室者		土曜日（児童会室の開室日並びに条例第6条第1項第2号及び第3号に定める日を除く。）	午前8時から午後7時まで
児童会室の入室者以外の者	全 員	土曜日（条例第6条第1項第2号及び第3号に定める日を除く。）	午前8時から午後7時まで
	第5学年又は第6学年にある者	休業日における児童会室の開室日	
		休業日以外の日における児童会室の開室日	授業終了時から3時間（午後7時までに限る。）

備考 この表において、「休業日」とは、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第61条に規定する休業日をいう。

- (2) 保護者及び同居の親族その他の者により行われた介助でないこと。
- (3) 公費負担の対象となる介助でないこと。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次に掲げる額のうち、いずれか少ない方の額とする。

- (1) 補助対象行為が行われた時間数（以下「補助対象時間数」という。）に640円を乗じて得た額
 - (2) 補助金の交付の対象となる者が補助対象行為を行った者（以下「介助者」という。）に支払った費用の額（補助対象時間数を超えて補助対象行為を受けた場合にあつては、補助対象時間数に相当する部分の額として算定した額とする。）の5分の4に相当する額
- 2 補助対象時間数の算定は、15分を単位に行うものとする。ただし、15分未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付方法）

第7条 補助金は、1の月における補助対象行為ごとにその交付する額を決定し、その都度これを交付するものとする。

（条件）

第8条 市長は、補助金の交付の決定をする場合においては、次のいずれかに該当する場合は直ちにその旨を市長に届け出ることとする条件を付するものとする。

- (1) 補助金の交付の決定を受けた者又は障害のある児童の住所又は氏名に変更があつたとき。
- (2) 介助者を変更したとき。
- (3) 障害のある児童が保育を必要とする状態でなくなったとき。
- (4) 補助金の交付の決定を受けた者の就労先、週における就労日数又は就労時間に変更があつたとき。
- (5) その他市長が必要と認めるとき。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 枚方市障害のある児童介助助成金交付要綱（平成24年枚方市要綱第41号）は、廃止する。